

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
狭山市大字上広瀬一二九九番一 地先から同市大字下広瀬六〇三 番一地先まで		区 間
十七・二三ノ 二四・七九	十七・二三ノ 二〇・二一	敷地の幅員 (メートル)
二七・五九		延長 (メートル)
狭山市都市計画道路笹井柏原線の整 備に伴う交差点改良工事による		備 考